

## 堺市市税条例の一部を改正する条例

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2条の2を次のように改める。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第2条の2 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者の第14条、第17条（第5項、第8項及び第9項を除く。）、法附則第3条の3第5項、法附則第5条の5第2項及び法附則第7条の2第4項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定のある場合における第27条の5第1項の規定の適用については、同項中「課した」とあるのは「附則第2条の2第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第2条の2第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

附則第2条の2の次に次の2条を加える。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収に関する特例）

第2条の2の2 令和6年度分の個人の市民税に限り、第27条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する法第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下の条において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の徴収及び第27条の2第3項の規定により普通徴収の方法によって徴収する公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の徴収については、法附則第5条の11に定めるところによる。

（令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第2条の2の3 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第14条、第17条（第5項、第8項及び第9項を除く。）、法附則第3条の3第5項、法附則第5条の5第2項及び法附則第7条の2第4項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第4条の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」

に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第5条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第5条の2の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。以下「令和3年改正法」という。）附則第14条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。以下「令和6年改正法」という。）附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第5条の3の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第6条第1項ただし書中「附則第19条の3第5項」を「附則第19条の3第4項」に改め、同条第4項を削る。

附則第7条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「令和3年度で」を「令和6年度で」に、「令和3年改正前の堺市市税条例」を「堺市市税条例の一部を改正する条例（令和6年条例第26号）による改正前の堺市市税条例（附則第10条第4項において「令和6年改正前の堺市市税条例」という。）」に改め、「又は前条第4項の規定」を削る。

附則第8条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年

度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第8条の2の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年改正法附則第14条第1項」を「令和6年改正法附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第8条の3の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第10条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第2項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「令和3年度で」を「令和6年度で」に、「令和3年改正前の堺市市税条例」を「令和6年改正前の堺市市税条例」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の堺市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

3 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。